

平成30年度

第1回

区長会資料

(資料編)

と き 平成30年4月9日(月)
午後6時30分から

ところ 八頭町中央公民館

目 次

八頭町区長名簿・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
八頭町役場特別職・管理職名簿・・・・・・・・	P 2
区長文書配布日程表・・・・・・・・・・・・・	P 3
集落向け補助制度一覧表・・・・・・・・・・・・・	P 4～P 11
平成30年度予算の概要・・・・・・・・・・・・・	P 12～P 13
集落支援制度について・・・・・・・・・・・・・	P 14
「災害時要援護者登録制度」について・・・・・・・・	P 15
産業廃棄物の回収斡旋について・・・・・・・・	P 16
集落ごみステーション等整備事業補助金について・・	P 17
生ごみの分別回収による液肥への取り組みについて・	P 18～P 19
まちづくり委員会の活動状況・・・・・・・・・・・・・	P 20
各種スポーツ大会等について・・・・・・・・・・・・・	P 21
移動図書館車 巡回予定表(上半期)・・・・・・・・	P 22
平成30年度主な年間行事予定表・・・・・・・・	P 23

4月25日は選挙公報配布予定日

平成30年度区長文書配布日程表

○印が配布予定日です。

H30年 4月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

H30年 5月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

H30年 6月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

H30年 7月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

H30年 8月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

H30年 9月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

H30年 10月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

H30年 11月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

H30年 12月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

H31年 1月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

H31年 2月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

H31年 3月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

H31年 4月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

集落向け補助制度一覧表

- ①八頭町集落公民館等整備事業補助金
- ②八頭町消防施設整備事業補助金
- ③八頭町防犯灯設置補助金
- ④八頭町防災用土嚢整備事業原材料支給
- ⑤八頭町農業用施設整備費補助金
- ⑥八頭町農林業用施設整備事業原材料支給
- ⑦-1.2.3 八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金
- ⑧八頭町土木事業原材料支給
- ⑨八頭町資源ごみ回収報奨金
- ⑩鳥取県市町村交付金(除雪機購入補助)
- ⑪八頭町災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金

☆事業については、秋頃に計画して12月下旬までに要望していただければ翌年の予算に反映することができます。

①

補助金名	八頭町集落公民館等整備事業補助金		
補助事業概要	集落公民館等の新築・増改築並びに付属施設（広場、遊具、倉庫等含む）を改修する経費に対し費用を補助するもの。		
補助金の額 (限度額等)	(千円未満の端数切捨て)		
	補助対象事業費	補助対象事業費限度額	補助金
	建築面積が30平方メートル以上かつ事業費が30万円以上の集落公民館等の新築又は取得(改修費含む)若しくは改築に要する経費	60世帯以上の集落	補助対象事業費(補助対象事業費限度額が設定されている場合は当該額)に新築又は取得(改修費含む)に要する経費の場合、31世帯以上は10分の2.5、21世帯以上30世帯未満は10分の3.5、11世帯以上20世帯未満は10分の4、10世帯以下の集落の場合は10分の5、
		2,400万円	
		30世帯以上59世帯以下の集落	
		2,200万円	
	29世帯以下の集落	2,000万円	
	建築面積が5平方メートル以上の集落公民館等の増築又は一部改築に要する経費	300万円	
	事業費が10万円以上の集落公民館等の改修に要する経費	300万円	
	事業費が120万円以上の集落公民館等の増築及び改修を併せて行う場合又は一部改築及び改修を併せて行う場合に要する経費	600万円	
	事業費が10万円以上の集落公民館等のバリアフリー化のための改修に要する経費	300万円	その他の場合は、31世帯以上10分の2、21世帯から30世帯未満は10分の2.5、11世帯から20世帯未満は10分の3、10世帯以下の集落の場合は10分の4を乗じて得た額以内で予算の範囲内の額(用地購入費は除く。)
	敷地面積が100平方メートル以上の広場等の新設又は増設に要する経費	250万円	なおの取得の場合は、認可地縁団体による登記を必要とする。また事業費10万円以上のトイレ改修は21世帯以上は10分の4、20世帯以下は10分の5を乗じて得た額以内で予算の範囲内の額。
	事業費が10万円以上の広場等の改修に要する経費	250万円	
	事業費が10万円以上の遊具等の新設、更新、又は修繕に要する経費	75万円	
	事業費が10万円以上の倉庫等の新設又は更新に要する経費	250万円	
	事業費が10万円以上の倉庫等の修繕に要する経費	75万円	
事業費が10万円以上の有線放送設備の改修に要する経費	400万円		
事業費が10万円以上の無線放送設備の新設及び改修に要する経費	400万円		
事業費が2万円以上の集落名称等の表示看板設置に要する経費	10万円	補助対象事業費に10分の5を乗じて得た額	
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書及び見積書等が必要ですので、総務課管財係へ事前に協議をお願いします。 なお、現行の補助率は平成31年度末までとなっております。		

担当課：総務課(76-020.1)

②

補助金名	八頭町消防施設整備事業補助金			
補助事業概要	消防施設の新設、修繕、購入費用に対し補助するもの。			
補助金の額 (限度額等)	実施事業費又は購入金額に下表の補助率を乗じて得た金額（千円未満の端数切捨て）以内で予算の範囲内の額。			
	区分	施設名	補助率	備 考
	新設	小型ポンプ一式	4/5以内	
		防火水槽	4/5以内	
		消火栓	2/3以内但し、集落の1戸当り(生活保護家庭除く)の負担上限額を5千円とし、集落負担上限額を超える部分については10/10	補助対象事業費限度額40万円
		小型ポンプ格納庫	31世帯以上 10分の2 21世帯～30世帯 10分の2.5 11世帯～20世帯 10分の3 10世帯以下 10分の4	補助対象事業費限度額250万円 (基準額10万円以上)
		ホース乾燥設備	1/3以内	補助対象事業費限度額40万円
		サイレン		
	修繕	小型ポンプ(軽可搬)	1/3以内	補助対象事業費限度額30万円 (基準額2万円以上)
		消火栓(移転含む)	2/3以内但し、集落の1戸当り(生活保護家庭除く)の負担上限額を5千円とし、集落負担上限額を超える部分については10/10	補助対象事業費限度額40万円
		小型ポンプ格納庫	31世帯以上 10分の2 21世帯～30世帯 10分の2.5 11世帯～20世帯 10分の3 10世帯以下 10分の4	補助対象事業費限度額75万円 (基準額10万円以上)
		防火水槽	9/10以内	補助対象事業費限度額100万円
		ホース乾燥設備	1/3以内	補助対象事業費限度額40万円 (基準額2万円以上)
		サイレン		
		発電機		
	購入	ホース	1/3以内	
		管鎗		
		水利表示		
		ホース格納箱		
		吸管		
		異形媒体		
		スタンドパイプ		
		簡易水槽		組み立て式で持ち運びが容易なもの
		発電機		補助対象事業費限度額15万円
		車椅子		
		担架		
		リヤカー		
AED		31世帯以上 10分の3 21世帯～30世帯 10分の3.5 11世帯～20世帯 10分の4 10世帯以下 10分の5		
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書及び見積書等が必要ですので、総務課防災室生活安全係に協議をお願いします。 (修繕の場合は修繕箇所の写真をお願いします。)			

③

補助金名	八頭町防犯灯設置補助金			
補助事業概要	集落が行う防犯灯の新設、修繕、移転費用に対し、町が補助するもの。			
補助金の額 (限度額等)	実施事業費又は購入金額に下表の補助率を乗じて得た金額(千円未満の端数切捨て)以内で予算の範囲内の額。			
	○蛍光管の場合			
	区分	補助率	補助金額上限	備 考
	新設	1/2	10,000円/基	
	修繕	1/2	5,000円/基	蛍光管の玉替えは修繕補助対象外とする。
	移設	1/2	10,000円/基	
	○LED灯の場合			
	区分	種類	補助金額上限	備 考
	LED灯の新設・移設	県内製造品	15,000円/基	移設は蛍光管を撤去し、別箇所にLED灯を設置する場合
		その他	10,000円/基	〃
	蛍光管からLED灯への取替	県内製造品	9,000円/基	器具(本体・LED管・カバー等)一式交換の場合
		その他	6,000円/基	〃
修繕	1/2	5,000円/基	LED灯の玉替えは修繕補助対象外とする。	
移設	1/2	10,000円/基	LED灯を既存箇所から別箇所に移す場合	
○防犯灯柱の新設・修繕				
区分	種類	補助金額上限	備 考	
新設	1/4	16,000円/基	ポール設置費用を補助	
修繕	1/4	9,000円/基	ポール取替等費用を補助	
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、申請書・見積書・設置場所の位置図等が必要ですので、総務課防災室生活安全係に協議をお願いします。			

担当課：総務課防災室（76-0203）

④

補助金名	八頭町防災用土嚢整備事業原材料支給
補助事業概要	防災用として作成する土嚢に対し、原材料となる真砂土を支給する。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1集落当たり年間3,500円以内の額。 (1箇所あたり概ね2tダンプ1台)
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、総務課防災室防災係に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：総務課防災室（76-0203）

⑤

補助金名	八頭町農業用施設等整備費補助金
補助事業概要	農道・農業用排水路等の改修、補修、維持管理に係る経費の一部を助成する。
補助金の額 (限度額等)	対象経費の4/10以内（ただし、1団体当たり上限20万円）
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、事前に産業観光課農業係に協議をし、事業に関する認定を受けてください。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑥

補助金名	八頭町農林業用施設整備事業原材料支給
補助事業概要	農道、林道、農業用排水路等の施設整備に対し、原材料を支給する。 ※町道、私道及び利用者を制限している路線は対象としない。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1箇所当たり年間20万円以内の額。
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、産業観光課農業係に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑦-1

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (侵入防止柵整備事業)
補助事業概要	イノシシやシカ等の有害鳥獣による農林水産物等への被害を防止するため、2戸以上の農業者等で構成する任意の組織等に対し、電気柵やワイヤーメッシュ柵等の購入経費を補助することにより、鳥獣害からの被害防止の強化を促進する。
補助金の額 (限度額等)	1 概ね1ha以上の受益面積に設置する場合は購入経費の5/6以内 2 上記1に該当しない場合は購入経費の2/3 ※国事業又は、県事業の要件に該当しない場合は、上記1の場合は購入経費の1/2以内。 上記2の場合は購入経費の1/3以内。 ※国事業の要件に該当する場合は、負担額なし。ただし、直営施工が必要。
摘要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑦-2

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (鳥獣追払い用具購入事業)
補助事業概要	ニホンザル等の有害鳥獣による農林水産物等への被害を防止するため、地元住民による集団的な追払い活動を実施する団体等に対し、電動モデルガン等の追払い用具の購入経費を補助することにより、鳥獣害からの集落づくりの強化を促進する。
補助金の額 (限度額等)	花火、爆竹、電動ガン等の購入経費の2/3(ただし、1団体当たり上限2万円 ※電動ガンは除く)
摘要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑦-3

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (集落づくり推進支援対策事業)
補助事業概要	地域住民が協力して、鳥獣被害対策に積極的に取り組む意向を持つ集落等に対して、支援を行い地域ぐるみでの被害対策の普及・促進を図る。
補助金の額 (限度額等)	研修会等の開催経費、餌づけ要因の除去作業及び侵入防止柵の見回り等の経費の1/2(ただし、1団体当たり上限30万円)
摘要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑧

補助金名	八頭町土木事業原材料支給
補助事業概要	町道及び集落内法定外公共物等(赤線など)の整備促進を図るため、共同で事業を行う代表者に対して原材料を支給する。 ※私道及び利用者を制限している道路、水路等の法定外公共物等は対象としない。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1箇所当たり年間20万円以内の額。
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、建設課管理係に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：建設課（76-0206）

⑨

補助金名	八頭町資源ごみ回収報奨金
補助事業概要	自治会、子供会、PTA、婦人団体、老人クラブ等、資源ごみ回収に協力する団体に報奨金を交付し、資源の再利用の推進とごみの減量化を図る。
補助金の額 (限度額等)	古紙類 1kgあたり 2円 金属類 1kgあたり 1円 ビン類 1本あたり 1円
摘 要 (申請手続等)	報奨金を受けようとする団体は、事前に「資源ごみ回収団体届」を町民課環境衛生係に提出してください。 資源ごみ回収後、回収業者の証明書と資源ごみ回収報奨金交付申請書を町民課環境衛生係に提出してください。 (申請時に印鑑と振込先が分かるものが必要です。)

担当課：町民課（76-0211）

⑩

補助金名	鳥取県市町村交付金（除雪機購入補助）
補助事業概要	集落内町道及び県道歩道除雪を行うため小型除雪機の購入、貸与の支援。 負担額は事業費のおおむね4分の1の額で貸与後の維持管理は各自治会で行う。
補助金の額 （限度額等）	20PS相当除雪機（除雪幅1.1m程度） 事業限度額1,428千円（県535,500円、町535,500円、地元357,000円） 11PS相当除雪機（除雪幅0.8m程度） 事業限度額 651千円（県244,125円、町244,125円、地元162,750円） ※額については参考数値です。
摘 要 （申請手続等）	交付金を受けようとする集落は、建設課に相談してください。 ※交付金事業のため申請された同一年度中に購入できない場合があります。

担当課：建設課（76-0206）

⑪

補助金名	八頭町災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金
補助事業概要	支え愛マップ（災害時の避難支援及び平常時の見守りを目的として、要支援者及びその支援者の情報、避難所及び避難経路を盛り込んだ地図）づくりをとおり、要支援者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくりや、平常時の見守り体制づくり等の住民組織等による取組を支援することにより、要支援者が身近な地域で安全安心に暮らすための地域住民及び要支援者自らが主体となったみんなで支え合う体制の充実に図る。
補助金の額 （限度額等）	①災害時要支援者対策促進事業：1集落当たり上限5万円以内（20集落） ②災害時要支援者対策ステップアップ事業：1集落当たり上限10万円以内（3集落）、但し、上記①事業実施集落が翌年度から対象集落となります。 負担割合（町1/2、社協1/2）
摘 要 （申請手続等）	申し込み先：八頭町社会福祉協議会（6月末まで） 補助対象経費： 報償費（講師謝金など）、旅費（講師旅費） 需用費（支え愛マップ作製のための消耗品、印刷製本費など） ※住民の方々の飲食経費は対象外 役務費（避難訓練のための傷害保険など） 使用料及び賃借料（研修会、講習会の会場借上など） 備品購入費（要支援者の避難に必要な簡易ストレッチャー、車椅子などの資機材）

※上記①事業実施済は、「麻生」・「市場」・「落岩」・「福本」・「西御門」・「見槻中」・「西谷」・「福井」・「橋本」・「皆原」・「新興寺」・「日田」・「小別府」・「茂田」・「東市場」・「篠波」・「郡家中区」・「郡家西区」・「新庄」・「北山」・「志谷」・「宮谷」の22集落です。また上記②事業実施済は、「北山」・「福本」です。

担当課：総務課防災室（76-0203）

平成30年度一般会計予算・款別予算一覧表

(歳入)				(歳出)				(単位:千円)			
款		平成30年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	比 較	款		平成30年度 当初予算額	平成29年度 当初予算額	比 較		
1	町税	1,258,346	1,267,631	△ 9,285	1	議会費	98,789	100,157	△ 1,368		
2	地方譲与税	73,768	72,032	1,736	2	総務費	1,465,908	1,315,329	150,579		
3	利子割交付金	3,117	2,414	703	3	民生費	4,051,935	3,396,211	655,724		
4	配当割交付金	7,339	5,742	1,597	4	衛生費	593,985	578,657	15,328		
5	株式等譲渡所得割交付金	7,545	3,739	3,806	5	農林水産業費	1,363,802	1,390,441	△ 26,639		
6	ゴルフ場利用税交付金	2,073	2,106	△ 33	6	商工費	76,343	71,940	4,403		
7	地方消費税交付金	278,513	260,661	17,852	7	土木費	658,155	655,764	2,391		
8	自動車取得税交付金	20,799	13,535	7,264	8	消防費	344,971	348,431	△ 3,460		
9	地方特例交付金	5,289	4,342	947	9	教育費	800,859	805,183	△ 4,324		
10	地方交付税	5,005,000	5,131,000	△ 126,000	10	災害復旧費	3	3	0		
11	交通安全対策特別交付金	1,063	1,206	△ 143	11	公債費	1,266,691	1,261,300	5,391		
12	分担金及び負担金	53,138	61,000	△ 7,862	12	予備費	49,559	49,584	△ 25		
13	使用料及び手数料	68,294	68,368	△ 74							
14	国庫支出金	902,962	931,976	△ 29,014							
15	県支出金	923,269	906,922	16,347							
16	財産収入	34,387	34,544	△ 157							
17	寄附金	151	151	0							
18	繰入金	306,302	160,002	146,300							
19	繰越金	70,000	70,000	0							
20	諸収入	235,545	123,629	111,916							
21	町債	1,514,100	852,000	662,100							
合 計		10,771,000	9,973,000	798,000	合 計		10,771,000	9,973,000	798,000		
					増減率		8.00%				

平成30年度予算会計別対前年度比較表

(単位:千円, %)

会 計 名	平成30年度	平成29年度	比 較	
			増減額	増減率
一般会計	10,771,000	9,973,000	798,000	8.0
国民健康保険特別会計	1,914,000	2,290,000	△ 376,000	△ 16.4
簡易水道特別会計	350,000	317,000	33,000	10.4
住宅資金特別会計	6,200	5,700	500	8.8
公共下水道特別会計	531,000	608,000	△ 77,000	△ 12.7
農業集落排水特別会計	735,000	641,000	94,000	14.7
介護保険特別会計	2,294,000	2,543,000	△ 249,000	△ 9.8
宅地造成特別会計	9,400	16,400	△ 7,000	△ 42.7
墓地事業特別会計	400	500	△ 100	△ 20.0
後期高齢者医療特別会計	190,300	183,500	6,800	3.7
上私都財産区特別会計	5,200	4,800	400	8.3
市場、覚王寺財産区特別会計	11	11	0	0.0
上津黒、下津黒財産区特別会計	2,000	1,000	1,000	100.0
篠波財産区特別会計	18,300	19,900	△ 1,600	△ 8.0
大江財産区特別会計	8,500	8,500	0	0.0
全 会 計 合 計	16,835,311	16,612,311	223,000	1.3

「集落支援制度」について

1. 目的

集落の自主防災組織の初動体制の確立と災害に対する心構えの育成等を目的に、集落支援職員を設置する。

2. 支援体制と概要

集落に町職員原則1名を支援職員(集落と行政のパイプ役)として配置し、自主防災活動への支援やその他集落の必要とする支援を行い、より一層の地域の安全と活性化を目指すものです。

3. 具体的な活動内容

- ①防災訓練、防災体制づくりの支援
- ②その他の集落支援

資料 「災害時要支援者登録制度」について

区長さん等、地域支援者の方への説明及び台帳の配布について

- ①区長さんは、前区長さんより台帳を引継いでいただき、受取られましたら受取書の提出をお願いします。(登録者の個人情報の取扱いを厳格にさせていただくため)
- ②6月から7月にかけて、地域支援者(区長・自警団長・民生児童委員・福祉推進員・愛の輪協力員・地域福祉推進協議会役員を対象)合同説明会を開催し、区長さん及び民生児童委員さんに更新した台帳を配布します。(旧台帳と交換します。)
- なお、台帳の配布は、個人情報の扱いに慎重を期するため、区長さんと民生児童委員さんに限定しています。)
- ③区長さんにおかれましては、新台帳を受け取っていただきましたら、地域支援者の皆さんに呼び掛けていただき、要援護者の状況の確認、見守り支援等について打合せを行うなど連携を図っていただきますようよろしくお願いします。

台帳には

登録申請をされた方

必要とする支援内容、緊急時の連絡先(身内や地域支援者など)、等が記載してあります。

注)配布する台帳は、平成30年5月1日時点の登録者を記載したものになります。従いまして、今後発生する異動情報(既登録者の転出・転居、入所・死亡等)につきましても、お手元の台帳に適宜加筆、修正してご活用ください。

登録状況 (平成30年2月28日現在)

区 分	郡家地域	船岡地域	八東地域	合 計
台帳登載者数	229人	103人	193人	525人

通常のごみ収集で出せないごみや、産業廃棄物の 回収を斡旋します。

(販売店など事業者からのものは回収しません。)

家庭にある通常収集できないごみや、本来、産業廃棄物として処分しなければならないごみを処理することにより、家庭に保管されているこれらのものを一掃することができます。

回収する主なもの

廃プラスチック（ビニールシートなど）、金属くず（草刈機の刃など）、大型陶磁器、ゴム、建設廃材（アスベスト含有製品を除く）、コンクリート殻、瓦、塗料空缶、耕うん機・草刈機等の農機具、畦シート・肥料袋等、温水器・サンヒーター等、オイル缶、バイク・自動車部品（タイヤ、アルミホイール）等。

回収できない主なもの

- ・町で通常収集する一般廃棄物
- ・家電リサイクル対象品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機）
- ・パソコンリサイクル対象品目
- ・農薬、農薬ビン、殺虫剤、防虫剤、塗料（液状）等の有害な物質を含むもの（農薬、農薬ビンは販売店等にご相談ください。）
- ・ビデオカメラ等のバッテリー電池
- ・ガスボンベ、プロパンガス、消火器等爆発の危険性があるもの
- ・バイク、農機具等でオイル、バッテリー、燃料が除かれていないもの
- ・注射器、注射針、点滴ビン等の医療廃棄物
- ・オイル、ガソリン、灯油、揮発油、シンナー（販売店、ガソリンスタンド等へご相談ください。）
- ・アスベスト含有製品

*平成28年度に農薬が混入されている事例がありました。分別作業時に作業員が事故に遭う恐れもありますので絶対に混入しないで下さい。

※11月に実施する予定です。

○ 集落ごみステーション等整備事業補助金について

清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保全に資することを目的として、集落のごみステーション等を整備する事業に助成する制度です。

現在、設置されているごみステーションは、集落によりましては、設置してから相当年数が経過し、更新、修繕、移設の必要があるところもあるかと思われますので、助成事業を活用していただきたいと思います。

また、ごみカゴ(缶・ビン、小型破碎用)が壊れている、不足しているなどは、町民課へ連絡をいただきましたらお渡しします。

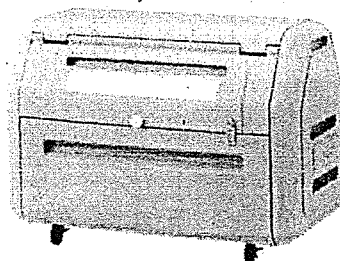
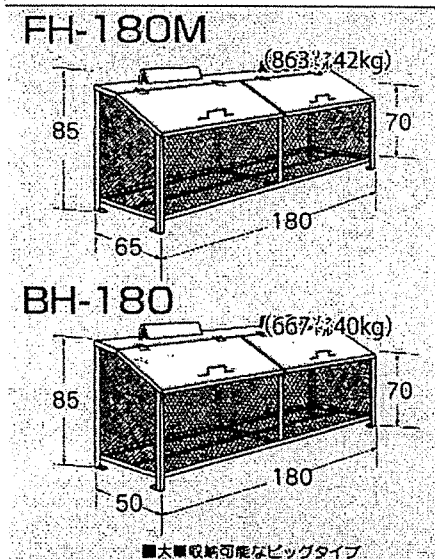
申請は、区長さんでしていただき、申請前に事前協議をお願いします。

形状		具体例	補助率	補助限度額
据置式	箱型	ロッカー、コンテナ等	1 個あたりの購入、修繕費の 1/2 以内	5 万円
構築式	物置型	収納庫(トランクルーム)、物置等	1 個所あたり工事費、修繕費の 8/10 以内	160 万円
	一部開放型	囲い(コンクリート製、ブロック製、木製等)		

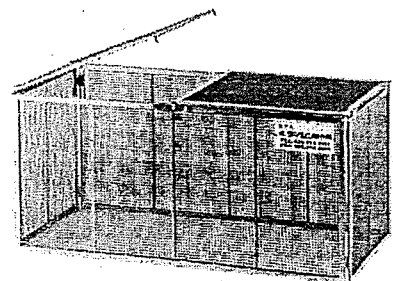
補助金の終期は平成 31 年 3 月 31 日です。

据置式

補助対象経費は、購入費、修繕費です。但し、送料は、補助対象外です。



高さ
幅: 804cm
奥行: 804cm

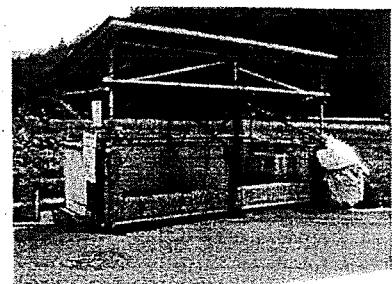
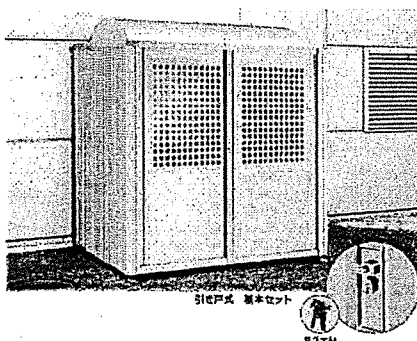


構築式

補助対象経費は、工事費、修繕費、用地購入費とし、備品費を除きます。

物置型

一部開放型



○生ごみの分別回収による液肥への取組について

八頭町ではごみの減量化を進め、資源を有効にリサイクルするため、各家庭から出る生ごみを回収し、液肥にリサイクルする事業を推進しています。

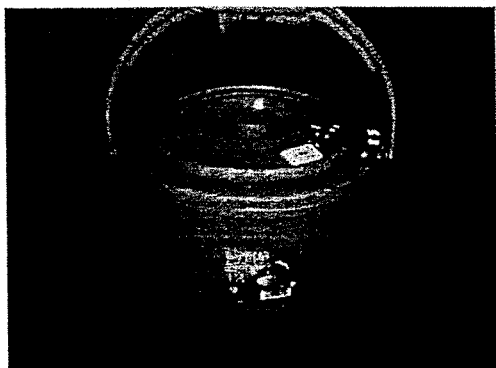
平成19年度から20年度にかけてモデル地区を設置し、本格的に実施したところ、多くの皆様方から好評を得て、現在、八頭町で54集落まで実施エリアを拡大することができました。

この事業の実施をご検討いただける集落がありましたら、町民課までご連絡ください。日程等を調整して、こちらから集落への説明会を開催させていただきます。

○実施日 週に2回（可燃ごみ収集日と同一）回収。 ※祝日を除く

○実施方法

- ・各家庭に蓋付きのバケツを配布いたします。
 - ・ごみステーションに収集用の大きな蓋付きのバケツを設置します。
 - ・家庭で出た生ごみは、各家庭に配布した蓋付きのバケツに入れて保存してください。水切りをしなくてもリサイクルされますが、バケツを運ぶ際のご負担になりますので、軽く水切りをお願いします。
 - ・週に2回（可燃ごみと同一日）回収されますので、収集日の朝8時30分までに、ごみステーションに設置してある専用のバケツに生ごみを投入してください。
 - ・収集業者がステーションのバケツを回収し、新しいバケツを置いて帰ります。
- ※生ごみとして出せないごみは、パンフレットをご覧ください。



家庭用のバケツ（13リットル）



ステーション用のバケツ（約50ℓ）
ねじってフタを閉めるタイプなので、
猫等が開けることができません。

○お願い

集落で実施世帯数が増えたりした場合は、連絡をお願いします。必要なバケツ、資料等は準備させていただきますので、ご協力願います。

生ゴミ液肥化の分別区分表

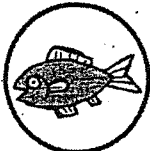
分別に際し以下の点にご注意ください。

液肥にできるもの〈食べられるもの〉

口の中へ入れられる物(食べられる物)ならすべて可能です。



残飯



魚



パン・ケーキ



野菜



果物の皮



果物



肉



エビ・カニ殻



あさり・しじみ



こんにゃく



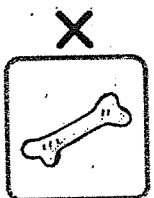
冷凍食品



卵の殻

注意が必要なもの

これらのものは細かく砕くか、もしくは切ってから投入してください。大きいまま投入すると、機械の故障の原因となります。



大きな骨

※手羽先などの小さな骨は問題ありません



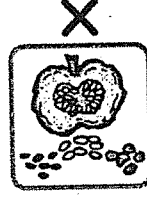
コンブ・ワカメ



サザエ・アワビ等
大きな貝殻



玉ネギの表皮、
タケノコ・とうもろこしの皮、芯



種

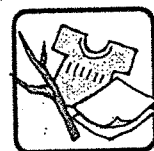
※特にかぼちゃの種(中心でかたまっている部分)は取り除いてください。

※上記のもので、切れないもの、砕けないものは投入しないでください。

※ひも状のもの(昆布・かんぴょうなど)は細かく切って投入してください。約5cm

液肥にできないもの〈食べられないもの〉

人間の食べられないものは入れられません。例えば多量の油・塩など、ビニール・金属・木材・草木・皮などの異物で機器の故障の原因になり、同時に良い有機土壌活性液ができません。ご注意ください。



木片・紙類・繊維類



たばこ



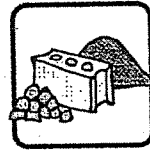
ポリ袋



金属・ガラス類



プラスチック容器



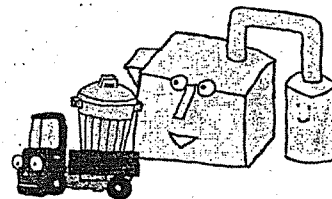
石・土
コンクリート



油・アルコール
(多量のとき)
調味料・薬品



花



※上記のものは機械の故障の原因を引き起こすと同時に、良質な有機土壌活性液の生成の妨げとなります。投入をしないようお願いします。
※特に腐敗物は発酵の妨げとなりますので、食べられないと解ったら機械へ投入せず、ほかへ捨ててください。
※回収用の容器に腐敗防止のために防腐剤等の薬品を入れるのはやめてください。

まちづくり委員会の活動状況 (平成29年度事業計画より)

地区・愛称	まちづくりカフェ	体操	ランチ(食事会等)	その他主な活動(カフェの中での活動を含む)
安部地区 「あべ茶や」	毎週月・火・木曜日 10:00～16:00	●健康体操 第1木曜日 ●百歳体操 第4木曜日	独居高齢者等を対象とした 地区サロン(なかよし会) 第3木曜日 11:30～	高齢者と子ども(保育園児、小学生)の交流 悪質商法対策講座、高齢者の交通安全教室など 「ミニ、見にギャラリー」作品展示
上私都地区 「こさいち」	毎週月・木曜日 13:30～16:00	●体操教室 第1・3火曜日 10:00～ ●百歳体操 毎週月曜日	高齢者いきいき教室 第4火曜日 9:30～15:30	エコクラフトづくり、カフェの中での認知症高齢者の見守り、集 落サロンへの参加や集落への出張見守り、悪質商法や振込 め詐欺対策講座、料理教室、夏冬春休み子ども交流、お菓子 づくり、スポーツ吹矢、ピザ窯設置、寺子屋(第1・3日曜日午 後)、野菜販売、上私都探検隊ツアー
済美地区 「憩や」	毎週水曜日 13:30～16:00 出張カフェ 第3金曜日(水口) 第4金曜日(塩上)	●わいわい体操 第2・4月曜日 13:30～15:00 ●百歳体操(地区公) 毎週水曜日 9:30～11:30		グラウンドゴルフ大会、子ども交流(2～3月)、集落内巡回見 守り、健康講座、認知症予防教室、共生の森事業(5/14・11 月)、悪質商法対策講座、燻製づくり、サロン交流会
大江地区 「なごみ」	毎週木曜日 13:30～16:00 出張カフェ(集落公民館) 第1火曜日(大江) 第3水曜日(寺前) 第4水曜日(橋本)	●体操教室 第1・3木曜日 13:30～15:30 ●百歳体操(橋本) 第4水曜日	作って食べよう 第2木曜日 10:00～	高齢者と子ども(小学生)の交流、悪質商法や振込め詐欺対 策講座、脳トレゲーム、茶会(年2回)、 ほたもち配布(年2回:独居高齢者対象)
下私都地区 「きんさいや」	毎週木曜日 13:30～16:00	●百歳体操 毎週木曜日(カフェの中で)	第3木曜日 11:30～12:30	まちづくりカフェの中で、スポーツ吹矢・グラウンドゴルフ・ペタ ンクなどの軽スポーツ、お菓子づくり、カラオケ大会、子ども交 流会、認知症予防教室、ビデオ鑑賞、夏休み勉強会、サロ ン交流会
東郡家地区 「たから」	毎週火曜日 13:30～16:00	●3B体操/百歳体操 毎週火曜日(カフェの中で)	不定期(火曜日)	夏休み施設開放(小学生)、小物づくり、楽器演奏、ゲームなど
大御門 「にこにこ」	毎週金曜日 13:30～16:00	●3B体操 第1火曜/金曜日 ●百歳体操 毎週金曜日(カフェの中で)	世代間交流の時(隔月)	まちづくりカフェ、小物づくり、囲碁将棋カフェ、子ども交流会 (夏・冬)、世代間交流(ミュージック・ケアなど)
中私都地区 「ぶらっと中私」	毎週水曜日 13:30～16:00	●百歳体操 毎週水曜日(カフェの中で)	不定期(水曜日)	まちづくりカフェ、小物づくり、料理教室、消防講習、子ども交 流、グラウンドゴルフ
集地区 「すまいる集」	毎週火曜日 13:30～16:00	●百歳体操 毎週火曜日(カフェの中で)		誕生日会(毎月最終火曜日)、振込め詐欺対策講座、子ども 交流など

●いきいき百歳体操・・・平成29年度より始まった介護予防・総合事業の「住民主体通所型サービス」を受託して実施しています。

※各地区の活動状況は、町ホームページ(ホーム→各課のお知らせ→福祉課(福祉事務所)→地域福祉(まちづくり委員会))でご覧いただけます。

平成30年度八頭町体育協会町民大会等予定表

平成30年度 八頭町体育協会主催並びに各専門部主催大会を下記のとおり開催する予定です。町民大会が近づきましたら各集落の関係者(郡家地域は体育委員さん、船岡・八東地域は公民館長さん)へ大会要項等ご案内いたしますので、多数の参加をお願いします。また、下記の各専門部主催の大会、教室、練習日も掲載しておりますので、ご希望の方は気軽に各部長さんにお問合せください。

【町民大会関係】

月	開催月日		大会名	会場
	日	曜日		
4	8	日	八頭町武道(柔道・剣道・空手道)大会	郡家武道場
	28	土	八頭町少年野球大会【予備日 29日(日)】	八東総合運動公園野球場
5	13	日	八頭町壮年ソフトボール大会	八東総合運動公園野球場他
6	10	日	八頭町バレーボール大会(各地域予選会)	郡家体育館他
	17	日	八頭町グラウンド・ゴルフ大会	八東川水辺プラザ河川公園
6月～8月			八頭町地域対抗壮年野球大会	郡家野球場
7	8	日	八頭町バレーボール大会	船岡トレーニングセンター
	8	日	八頭町ソフトテニス大会	八東総合運動公園屋根付多目的広場
8	7	火	八東地域ゲートボール大会	八東総合運動公園屋根付多目的広場
	25.26	土.日	第19回 県民スポーツ・レクリエーション祭(水泳)	とらドラパーク米子水泳場
	26	日	八頭町駅伝競走大会	船岡庁舎前発着
9	9	日	郡家地域ゲートボール大会	郡家ふれあいドーム
	23	日	八頭町ホッケー大会(県選手権大会)	八頭高等学校ホッケー場
	23	日	船岡地域ゲートボール大会	船岡屋内ゲートボール場
調整中			第73回 八頭郡駅伝競走大会	若桜町～八頭町
10	7	日	八頭町民ペタング大会	郡家多目的広場
	8	体育の日	第13回 森下広一杯八頭町マラソン大会	船岡コース
	20.21	土.日	第19回 県民スポーツ・レクリエーション祭(秋季)	
11	4	日	八頭町バスケットボール大会	郡家体育館
	10	土	八頭町ゲートボール大会	八東総合運動公園屋根付多目的広場
	23	勤労感謝の日	八頭町バドミントン大会	八頭中学校体育館、郡家体育館
12	調整中	日	八頭町スポーツの日	船岡トレーニングセンター
	9	日	八頭町民卓球大会	郡家体育館
1	2	水	新春マラソン大会&ウォーキング大会	八東庁舎前発着

平成30年度上半期 移動図書館車 巡回予定表

国中・大御門コース 稲荷・上私都コース 中私都コース 下私都コース

4月	4/10 4/24	4/18	4/12 4/26	4/20
5月	5/8 5/22	5/2 5/16 5/30	5/10 5/24	5/18
6月	6/12 6/26	6/20	6/14 6/28	6/1 6/22
7月	7/10 7/24	7/4 7/18	7/12 7/26	7/6 7/20
8月	8/7 8/28	8/1 8/22	8/9 8/30	8/3 8/24
9月	9/11 9/25	9/5 9/19	9/13 9/27	9/7 9/21
巡回時間	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
13:35~13:50	池田 中ほど			
13:55~14:10	米岡集会所			
14:15~14:30	河原駅前			
14:35~14:50	久能寺集会所	稲荷公民館	八頭町老人憩の家	山田公民館
15:00~15:15	西御門山ノ手集会所	野町公民館	下市場町道広場	上峰寺集会所
15:25~15:40	大御門体育センター	落岩集会所	上津黒集会所	延命寺公民館
15:50~16:10		上私都運動場	中私都改善センター	下私都改善センター

大江コース

4月	4/11 4/25
5月	5/9 5/23
6月	6/13 6/27
7月	7/11 7/25
8月	8/8 8/29
9月	9/12 9/26
巡回時間	水曜日
13:50~14:05	水口でこの館
14:10~14:25	大江神社入口
14:30~14:45	下野生活改善センター
14:50~15:05	大江多目的集会所

隼コース

4月	4/17
5月	5/1 5/15 5/29
6月	6/19
7月	7/3 7/17 7/31
8月	8/21
9月	9/4 9/18
巡回時間	火曜日
13:50~14:05	旧福井バス停
14:10~14:25	中村加工交流センター つどい
14:30~14:45	西谷生活改善センター
14:50~15:05	志子部除雪車廻し場

安部コース

4月	4/19
5月	5/17 5/31
6月	6/21
7月	7/5 7/19
8月	8/2 8/23
9月	9/6 9/20
巡回時間	木曜日
14:10~14:25	新興寺橋付近
14:30~14:45	安部地区公民館
14:50~15:05	旧下日下部 バス停付近
15:10~15:25	上日下部公会堂前

八東コース

4月	4/13 4/27
5月	5/11 5/25
6月	6/15 6/29
7月	7/13 7/27
8月	8/17 8/31
9月	9/14 9/28
巡回時間	金曜日
14:00~14:15	尾崎医院駐車場
14:20~14:35	茂田バス停付近
14:45~15:00	皆原農村婦人の家
15:20~15:35	佐崎ワサビ出荷 施設付近
15:45~16:00	三浦ニコニコ広場前 空地

平成30年度 主な年間行事予定表

月	日	曜日	内 容	担 当 課
4	4 9 10 15 21 22 29 30	水 月 火 日 土 日 日 月	保育所入所式 平成30年度第1回区長会 小・中学校入学式 郡家地域敬老会 八東川クリーンアップ作戦(予定) 船岡・八東地域敬老会 八頭町長選挙 ふなおか竹林まつり	町民課 総務課 教育委員会 教育委員会 建設課 教育委員会 総務課 産業観光課
5	3 5 中旬 27	木 土 日	姫路公園まつり 駅なか寄席(ぶらっとぴあ・やず) 八頭町人権教育推進協議会総会(中央公民館) 扇ノ山山開き(姫路公園コース)	産業観光課 産業観光課 人権推進課 (観光協会)
6	2 中旬	土	花と緑の町づくり(花苗配布) 東部地区消防ポンプ操法大会(若桜町)予定	教育委員会 防災室
7	上旬 1 7 14-15 16 29	日 土 土・日 月 日	人権尊重のまちづくり講演会(中央公民館) 鳥取県消防ポンプ操法大会(米子市) 子ども自転車鳥取県大会 八東解放文化祭(中央人権啓発センター) 八東ふる里の森イベント 第14回きらめき祭り	人権推進課 防災室 防災室 中央人権啓発センター 産業観光課 産業観光課
8	5 5 未定 26	日 日 日	クリーンクリーン作戦(全町) 隼駅まつり(予定) 千代川フェスティバル 八頭町防災訓練	建設課 企画課 建設課 防災室
10	6 8 14 20 21 27-28 27-28	土 月 日 土 日 土日 土日	関西八頭町会ふるさとやずの集い 第13回森下広一杯八頭町マラソン大会 ガイナールホームタウンデー(八頭町) 子育て支援フェスタinやず 八頭町マルシェ2018 船岡人権啓発センターまつり(船岡人権啓発センター) 郡家・船岡・八東地域公民館祭(芸能発表・展示)	関西事務所 教育委員会 産業観光課 子育て支援センター 産業観光課 中央人権啓発センター 教育委員会
11	3 9 10 11 11 17 18 中旬 中旬 下旬 24-25	土 金 土 日 日 土 日 土・日	金婚式 秋季全国火災予防運動(9~15日) 八東地域防火パレード 花と緑の町づくり(花苗配布) 船岡地域自警団合同演習 第14回男女共同参画フェスティバル 土曜日集団検診 郡家地域自警団合同演習 船岡地域保育所防火キャラバン隊 郡家地域保育所防火キャラバン隊 平成30年度第2回区長会 郡家部落解放文化祭(郡家人権啓発センター)	町民課 防災室 防災室 教育委員会 防災室 男女共同参画センター 保健課 防災室 防災室 防災室 総務課 中央人権啓発センター
12	上旬 16	日	八頭町部落解放研究集会(中央公民館) 休日集団検診	人権推進課 保健課
1	3 12 13 26 27 27	木 土 日 土 日 日	成人式 八頭町交通指導員仕事始め式 八頭町消防団出初式 町表彰式 休日集団検診 八頭町文化財防火デー	教育委員会 防災室 防災室 総務課 保健課 防災室
2			確定申告(2/16~3/15) かまくら祭り	税務課 (観光協会)
3	3 未定 19	日 未定 火	春季全国火災予防運動(1~7日) 八東地域自警団合同演習 中学校卒業式 小学校卒業式	防災室 防災室 教育委員会 教育委員会